

街路樹と車両の接触事故の和解について

令和5年9月20日に発生した走行中の車両による街路樹接触事故に関する和解について報告する。

内容

街路樹と車両の接触事故の「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和37年3月14日議会議決）に基づく和解の専決処分

1 事故の概要

令和5年9月20日（水）午後4時10分頃、東京都中央区日本橋浜町二丁目31番先において、事業用中型貨物自動車が一方通行道路を走行中に、進行方向右側に植えられた区管理の街路樹の一部と接触したため、車両及び街路樹が損傷した。

2 和解年月日

令和7年10月22日

3 和解の相手方

東京都江戸川区北葛西二丁目7番4号
株式会社インパクト 代表取締役 磯野 昭夫

4 和解内容

- (1) 本件事故に基づく双方の物的損害について、互いに賠償請求せず、それぞれの損害は自らの負担とする。
- (2) 双方の間には、本件事故に関し、この和解内容の他に何等の債権債務のないことを相互に確約する。
- (3) 相手方は、本件事故に係る損害賠償請求の訴えを取り下げる。